

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年3月21日

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を変更しました

河川整備計画は、河川法に基づき、河川管理者が概ね30年間で行う河川の整備や管理について具体的な目標や内容を定めるものです。

埼玉県では荒川水系、利根川水系にある一級河川のうち県が管理している河川について、6ブロックに分けて平成18年に河川整備計画を策定し、河川整備を推進しています。

令和5年6月の大雨により中川・綾瀬川流域で甚大な浸水被害が発生したことから、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」を変更しました。

今後は、この計画に基づき河川整備を実施し、浸水被害の防止・軽減を目指します。

1 主な変更内容

- ・一級河川新方川において新たな調節池の整備及び合流点対策を位置づけ

2 資料の掲載・縦覧

変更した「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」及び埼玉県河川整備計画策定専門会議の資料等は埼玉県河川砂防課ホームページに掲載しています。

○埼玉県河川砂防課ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>

また、下記の県関係機関において、変更した河川整備計画を縦覧しています。

○県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所

*ブロック分割図

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/4589/372996_1.pdf